

令和8年度 全国がん登録実務者研修会

～参加者からの事前質問～

Q.1 診断日

他施設治療後、当院へ訪問診療目的で紹介。

前医でフォロー継続中に、初回面談で当院受診。

初診日は初回訪問日でいいでしょうか？

（面談日と初回訪問日が数か月空きました）

A. I

初回面談日を「当該腫瘍初診日」とするのが適切ではないでしょうか。訪問診療目的で紹介され、初回面談が当該がんの診療のための受診（保険診療上の診療行為）であれば、実際の初回訪問日ではなく面談日が「当該腫瘍の診断や治療のために初めて自施設を受診した日」に該当します。

Q. 2-(1) 診断施設

全国がん登録届出マニュアル2026の40ページに、

『自施設に初診する前に、他施設で実施された生検（組織診）で「がんの疑い」、その際の標本を自施設の病理医が「がん」と診断した場合、「2 他施設診断」とします。』との記載がありますが、

(1) 他施設で実施の細胞診で「悪性の疑い」、

その際の標本を自施設の病理医が「悪性」と診断の場合も、

「2 他施設診断」となるのでしょうか？

A. 2-(1)

はい、同様に「**2 他施設診断**」と考えます。他施設で採取された細胞診標本を自施設で再判定して「悪性」とした場合も、診断の根拠となった検査＝標本採取そのものは自施設受診前に他施設で実施されています。

依頼検査における診断施設と同じ考え方です。

Q. 2-(2) 診断施設・診断日

(2) 他施設で実施の細胞診で「悪性の疑い」、
治療方針決定のため自施設でも細胞診を実施し
「悪性」と診断の場合、
診断施設は「Ⅰ 自施設診断」、
診断日は「自施設の細胞診実施日」でしょうか。

A. 2-(2)

はい。「1 自施設診断」、診断日は「自施設で細胞診を実施した日」です。他施設の「悪性疑い」は「がんと診断された陽性検査」とは扱わず、自施設で初めて「悪性」と診断された細胞診が最も確からしい陽性検査になります。したがって自施設診断、その検体採取日が自施設診断日＝診断日となります。

Q. 2-(3) 届出の対象、 診断施設・診断日

(3) 他施設で実施の細胞診で「悪性の疑い」、
治療方針決定のため自施設でも細胞診実施し、
「悪性の疑い」または「鑑別困難」と診断の場合、
診断日は「自施設の組織診断日（生検またはOP日）」、
診断施設は「Ⅰ 自施設診断」でしょうか。

A. 2-(3)

他施設・自施設とも細胞診が「悪性疑い」「鑑別困難」にとどまっているのであれば、そもそも届出対象かを再検討する必要があります。質問文にあるように、仮にその後、自施設の生検または手術標本の組織診で初めて悪性が確定したのであれば、「¹ 自施設診断」、診断日は組織診の検体採取日（生検日または手術日）です。病理報告日ではありません。組織診確定前に臨床的に「がん」と診断して治療方針を決定している場合には、その時点の診断情報も含めて診断日を判断する必要があります。

Q. 2-(4) 届出の対象、診断施設

(4) 他施設で実施の細胞診で「悪性」、
その際の標本を自施設の病理医が「悪性疑い」や
「鑑別困難」や「良性」と診断、
生検、OP 実施せず経過観察治療開始の場合、
診断施設は「2. 他施設診断」でしょうか。

A. 2-(4)

「2 他施設診断」でよいと考えます。他施設細胞診で既に「悪性」と診断されており、その後自施設では悪性を確定する検査を行わず経過観察となったのであれば、初回治療前に存在する「がんと診断された最も確からしい検査」は他施設の細胞診です。したがって他施設診断となります。自施設での再読影が「悪性疑い・鑑別困難・良性」であっても、それだけで他施設の陽性診断がなかったことにはなりません。ただし、最終的に自施設として「がんではなかった」と判断して経過観察しているのであれば、そもそも届出対象かを再検討する必要があります。